

特定販売に関する事項

業務の種別		許可番号 及び年月日		
薬局又は店舗	名 称			
	所 在 地			
特定販売を行うことについての 広告に薬局又は店舗の名称と異なる 名称を表示する場合はその名称				
特定販売を行う際に使用 する通信手段		郵便・電話・カタログ・インターネット その他()		
主たるホームページアドレス				
主たるホームページの 構成の概要		別添のとおり		
特定販売を行う医薬品の 区分		第1類医薬品 指定第2類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)		
営業時間及び特定販売を行う時間等	曜日	施設の営業時間	特定販売を行う時間	営業時間のうち 特定販売のみを行う時間
	月	～	～	～
	火	～	～	～
	水	～	～	～
	木	～	～	～
	金	～	～	～
	土	～	～	～
	日	～	～	～
岡山県知事が特定販売の実施方法 に関する適切な監督を行うた めに必要な設備の概要(営業時 間のうち特定販売のみを行う時 間がある場合に限る。)		<input type="checkbox"/> 映像を撮影するためのデジタルカメラ <input type="checkbox"/> 撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコン等 及びインターネット回線 <input type="checkbox"/> 電話機及び電話回線		
備 考				

(注意)

- 「主たるホームページアドレス」とは、薬局・店舗が販売・授与しようとする一般用医薬品を広告しているホームページのうち、当該一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者等が通常最初に閲覧するホームページ(トップページやメインページ)のアドレスをいうこと。なお、複数のホームページを開設している場合には、それら全てのホームページアドレスを記載すること。(ただし、それら全てのホームページへのリンクをまとめたホームページを開設している場合は、そのホームページアドレスを記載すること。)
- 「主たるホームページの構成の概要」については、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。
なお、カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、その概要が分かる資料を添付すること。
- 「営業時間」とは、実店舗を開店し、販売・授与等を行う時間及び実店舗を閉店し、特定販売のみを行う時間の両者を指すものであり、注文のみを受け付ける時間は含まれないものであること。
- 岡山県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備については、これら設備を使用し、岡山県の求めに応じて画像又は映像を直ちに電送できることが必要である。